条 例 案 等 の 概 要　（令和６年１２月定例市議会）

議　　案	要　　旨
１． **【報告第７号】** 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） （所管部署　健康福祉部 子ども未来課）	１　趣　旨 損害賠償の額を定めることについて専決処分を行ったので、これを報告するものです。 ２　内　容 ⑴　相手方 埼玉県鴻巣市在住者 ⑵　事故の概要 令和６年９月３０日午後４時２０分頃、行田市立長野保育園において、保育中の園児が誤って石を投げたところ、保育園の駐車場に駐車中の車に当たり、フロントガラスが損傷したもの ⑶　損害賠償額 本市は、相手方に対し、本件事故による相手方の損害額として、損害賠償金１８７，５３９円を支払うもの ３　専決処分日 令和６年１０月２４日
２． **【諮問第３号】** 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて （所管部署　総務部 人権・男女共同 参画推進課）	１　趣　旨 人権擁護委員　島田　早苗氏は、令和７年３月３１日任期満了につき、新たな者を推薦することについて、議会の意見を求めるものです。 ２　推薦する者 茂木　美智代（行田市在住）
３． **【諮問第４号】** 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて （所管部署　総務部 人権・男女共同 参画推進課）	１　趣　旨 人権擁護委員　長嶋　道枝氏は、令和７年３月３１日任期満了につき、再び同者を推薦することについて、議会の意見を求めるものです。 ２　推薦する者 長嶋　道枝（行田市在住）
４． **【議案第７７号】** 行田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例 （所管部署　市民生活部 地域活動推進課）	１　趣　旨 コミュニティセンターみずしろのギャラリーについて、午前、午後、夜間及び一日単位での貸出しを加えるほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
2　内　容
⑴　コミュニティセンターみずしろのギャラリーの貸出しに関し、現在の時間単位での貸出しに加え、午前、午後、夜間及び一日単位での貸出しを可能とする規定を新たに加えるもの（別表）
⑵　午前、午後、夜間及び一日の単位に関し、その定義を新たに加えるもの（別表備考５）

3　施行期日
令和７年４月１日
</td>
</tr>
<tr>
<td>
５．
【議案第７８号】
行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例

（所管部署　健康福祉部
子ども未来課）
</td>
<td>
1　趣　旨
行田市立泉小学校校舎内に新たに行田市泉太井第二学童保育室を設けることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

2　内　容
⑴　社会福祉法人ときわ会が太井保育園内で運営する「太井学童保育室」を行田市立泉小学校校舎内に移転し、市が設置する学童保育室に新たに「行田市泉太井第二学童保育室」を加えるとともに、現在の「行田市泉太井学童保育室」の名称を「行田市泉太井第一学童保育室」に改めるもの（第２条の表）
<table>
<tr><td>行田市泉太井学童保育室</td><td>行田市大字持田７０番地</td></tr>
<tr><td>⬇</td><td>⬇</td></tr>
<tr><td>行田市泉太井第一学童保育室</td><td>行田市大字持田７０番地</td></tr>
<tr><td>行田市泉太井第二学童保育室</td><td>行田市大字持田７０番地</td></tr>
</table>

3　施行期日
令和７年４月１日
</td>
</tr>
<tr>
<td>
６．
【議案第７９号】
行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（所管部署　健康福祉部
高齢者福祉課）
</td>
<td>
1　趣　旨
介護保険法施行規則の一部改正に伴い、行田市地域包括支援センターの職員の員数のほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

2　内　容
⑴　地域包括支援センターの常勤職員の員数に関し、職員の勤務延時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除し、職員の員数を常勤職員の員数に換算する常勤換算方法によることができる規定を新たに加えるもの（第４条第１項）
⑵　地域包括支援センターの常勤職員の員数に関し、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、常勤職員を配置することができる規定を新たに加えるもの（第４条第２項）
⑶　引用する省令の条項を改めるもの（第２条第２項）
⑷　その他、用語の整備を行うもの
</td>
</tr>
</table>

	3　施行期日 公布の日
7． **【議案第８０号】** 行田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 （所管部署　健康福祉部 高齢者福祉課）	1　趣　旨 介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。 2　内　容 ⑴　引用する省令の条項を改めるもの（第１４条第１号） 3　施行期日 公布の日
8． **【議案第８１号】** 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 （所管部署　健康福祉部 健康課）	1　趣　旨 国民健康保険税率等の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものです。 2　内　容 ⑴　後期高齢者支援金分の賦課限度額に関し、その額を「２２万円」から「２４万円」に引き上げるもの（第２条、第２０条） ⑵　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割の税率に関し、その率を「１００分の７．２」から「１００分の７．６」に引き上げるもの（第３条） ⑶　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の均等割の税額に関し、その額を「２８，０００円」から「３６，０００円」に引き上げるもの（第４条） ⑷　後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割の税率に関し、その率を「１００分の２．３」から「１００分の２．６」に引き上げるもの（第５条） ⑸　後期高齢者支援金等課税被保険者に係る均等割の税額に関し、その額を「１１，０００円」から「１４，５００円」に引き上げるもの（第６条） ⑹　介護納付金課税被保険者に係る所得割の税率に関し、その率を「１００分の１．９」から「１００分の２．５」に引き上げるもの（第７条） ⑺　介護納付金課税被保険者に係る均等割の税額に関し、その額を「１２，０００円」から「１５，０００円」に引き上げるもの（第８条） ⑻　国民健康保険税の減額に関し、均等割の税額変更に伴う軽減額を改めるもの（第２０条） ＜医療分＞ 【均等割軽減】　７割軽減「１９，６００円」→「２５，２００円」 ５割軽減「１４，０００円」→「１８，０００円」 ２割軽減　「５，６００円」→　「７，２００円」 未就学児　７割軽減　「４，２００円」→　「５，４００円」

	５割軽減　「７，０００円」→　「９，０００円」 ２割軽減「１１，２００円」→「１４，４００円」 軽減なし「１４，０００円」→「１８，０００円」 ＜支援分＞ 【均等割軽減】　７割軽減　「７，７００円」→「１０，１５０円」 ５割軽減　「５，５００円」→　「７，２５０円」 ２割軽減　「２，２００円」→　「２，９００円」 未就学児　７割軽減　「１，６５０円」→　「２，１７５円」 ５割軽減　「２，７５０円」→　「３，６２５円」 ２割軽減　「４，４００円」→　「５，８００円」 軽減なし　「５，５００円」→　「７，２５０円」 ＜介護分＞ 【均等割軽減】　７割軽減　「８，４００円」→「１０，５００円」 ５割軽減　「６，０００円」→　「７，５００円」 ２割軽減　「２，４００円」→　「３，０００円」 ３　施行期日 令和７年４月１日
９． **【議案第８２号】** 行田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 （所管部署　都市整備部　水道課）	１　趣　旨 水道法施行令の一部改正等に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件のほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。 ２　内　容 ⑴　布設工事監督者の資格に関し、卒業した学校の学科、課程ごとの実務経験等を改めるもの（第３条） ⑵　水道技術管理者の資格に関し、卒業した学校の学科、課程ごとの実務経験等を改めるもの（第４条） ⑶　その他、用語の整備を行うもの ３　施行期日 令和７年４月１日
１０． **【議案第８３号】** 訴えの提起について （所管部署　市民生活部　交通対策課）	１　趣　旨 市内で発生した事故に起因する損害金等の請求に関し、訴えを提起しようとするものです。 ２　内　容 ⑴　相手方 行田市在住者 ⑵　訴えの要旨 令和５年１２月１７日午後５時５分頃、行田市大字埼玉４４９８番地３地内において、相手方が運転する車が道路反射鏡に衝突したことにより、これが破損し、市に損害を与えたため、損害金等の支払を求めるもの ⑶　請求の趣旨

	ア　相手方に対し損害金等の支払を求めるもの イ　相手方に対し上記アの金額に対する令和５年１２月１８日から支払済みまで年３パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求めるもの ウ　相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの